

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

テレワーク等のための設備投資税制

「中小企業経営強化税制」の対象に「テレワーク等のための設備」が追加

こんにちは、高橋学です。コロナ禍でテレワークが一般化したことを背景に、「中小企業経営強化税制」が拡充され、「テレワーク等のためのデジタル化設備」が税制優遇の適用対象となりました。そこで今回の記事では、制度の概要や申請までの流れについて紹介していきます。

中小企業経営強化税制は、中小企業者の経営力向上などを目的とした制度で、一定の要件を満たした設備を新規導入した場合に「即時償却」あるいは「設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除」のどちらかを選択することができます。対象となるのは、青色申告書を提出する中小企業者等で、適用期間は2023年3月31日までとなります。

2020年5月に中小企業経営強化税制の「C類」として新たに設けられたのが「テレワーク等のための設備投資税制」です。この制度を活用すれば、テレワークを推進するためのデジタル化設備も税額控除の適用対象となります。ただし、その設備がデジタル技術によって事業プロセスの「遠隔操作」「可視化」「自動制御化」のいずれかを可能にすることが要件となります。

税制優遇を受けるまでには、3か所への申請作業が必要

「テレワーク等のための設備投資税制」の申請の流れについて図表2を参照しながら見ていきましょう。

まずは、認定経営革新等支援機関に「①投資計画案の確認依頼」を行います。投資計画案は入念に審査され、問題がない場合には「事前確認書」が発行されます。

次に、自社の所在地を所轄する経済産業局に「②確認書発行申請」を行います。申請の際には投資計画案と事前確認書を添付する必要があります。経済産業局で投資計画案が適切と判断された場合には、概ね1カ月以内に確認書が発行されます。その後、自社の業種を担当する主務大臣に「③経営力向上計画の申請」を行い、主務大臣から経営力向上計画の認定を受けましょう。

経営力向上計画の認定を受けたら、「④設備を取得」して、事業に使用します。なお、設備は経営力向上計画の認定後に取得することが原則となるため、注意が必要です。

経営力向上計画に基づき取得した設備は、「⑤税務申告」し、税制上の優遇措置の適用を申請します。税務申告の際は、経営力向上計画の申請書及び認定書を添付してください。

M

■ 図表1 テレワーク等のための設備投資税制の概要

要件	設備が事業プロセスの ①遠隔操作 ②可視化 ③自動制御化 のいずれかを可能にすること
対象企業	青色申告書を提出する中小企業者等
税額控除の内容	即時償却あるいは 設備投資額の7%の税額控除 (資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%)

(出所)厚生労働省の資料と取材をもとに筆者作成

■ 図表2 税務申告までの申請のプロセス

